

令和 6年度一般会計物価・賃上げ促進予備費使用要求書

15 経済産業省所管

1. 事項

95 燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費

985,365,279 千円

2. 要求理由

物価高騰の現下の状況に鑑み、原油価格高騰対策等を推進するため、一般社団法人全国石油協会が行う燃料油価格激変緩和対策事業の基金の造成に要する費用を補助する経費及び民間団体等が行う電気・ガス価格激変緩和対策事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。

3. 物価・賃上げ促進予備費使用要求額

組織及び項目	物価・賃上げ促進予備費使用要求額	備考
(組織)資源エネルギー庁 088 エネルギー需給構造高度化対策費 95062-2405-16 エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金	千円 985,365,279	燃料油価格激変緩和対策事業 772,980,709千円 補助先：一般社団法人全国石油協会 補助率：定額 電気・ガス価格激変緩和対策事業 212,384,570千円 補助先：民間団体等 補助率：定額 本書において、「物価・賃上げ促進予備費」とあるのは「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」と読み替えるものとする。なお、添付の「事項別内訳表」においても同様とする。

財務大臣 殿
承認年月日は令和 6年 9月 3日付で願いたい。

経済産業大臣